

○泉佐野市田尻町清掃施設組合し尿処理施設管理運営規則

令和 7 年 10 月 23 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、組合が設置するし尿処理施設(以下「施設」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) し尿 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)

第 2 条第 1 項中の「ふん尿」をいう。

(2) 浄化槽汚泥等 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 2 条第 1 号に規定する浄化槽の内部に生じた汚泥(し尿混じりのビルピット汚泥を含む。)及びスカム等をいう。

(3) し尿等 し尿及び浄化槽汚泥等をいう。

(4) 構成団体 泉佐野市田尻町清掃施設組合規約第 2 条に規定する組合を組織する地方公共団体をいう。

(5) 委託団体 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、し尿等の処理に関する事務(収集及び運搬を除く。)の管理及び執行を組合に委託した地方公共団体をいう。

(6) 構成団体等 構成団体及び委託団体をいう。

(7) 許可業者 法第 7 条第 1 項の規定に基づき、構成団体等から許可を受けた一般廃棄物(し尿等)収集運搬業者をいう。

(8) 委託業者 構成団体等から法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づく一般廃棄物(し尿等)の収集運搬を委託された者をいう。

(施設の区分及び位置)

第 3 条 施設の区分及び位置は、別表第 1 に掲げるところによる。

(し尿等の受入れ)

第 4 条 施設におけるし尿等の受入れ日及び受入れ時間は、施設の区分に応じて、別表第 2 に定めるところによる。

(受入れの停止又は制限等)

第 5 条 管理者は、次のいずれかに該当するときは、し尿等の受入れを停止し、又は制限し、若しくは前条に規定するし尿等の受入れ日及び受入れ時間に関し別段の取扱いをすることができる。

(1) 施設の管理運営に必要な修繕又は改修を行うとき

(2) 非常災害その他の事故の発生により、施設の管理運営に支障が生じたとき又はそのおそれがあるとき

(3) 搬入量が施設の処理能力を超えるおそれがあるとき

(4) その他管理者が特に必要と認めるとき

2 管理者は、前項の措置を行う場合は、あらかじめ構成団体等に報告しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(搬入者)

第6条 施設にし尿等を搬入することができる者(以下「搬入者」という。)は、構成団体等、許可業者及び委託業者に限る。

(搬入車両の届出)

第7条 搬入者は、あらかじめ搬入車両に係る自動車検査証の自動車登録番号その他必要な事項を別に定める様式により管理者に届け出なければならない。この場合、管理者は、搬入車両の構造等に関し、施設の管理運営上必要な条件を付することができる。

2 前項の届出には、当該搬入車両に係る自動車検査証の写しを添付しなければならない。

3 管理者は、第1項の規定による届出があったときは、当該搬入車両の風袋重量を計量した上で、当該搬入車両用の計量カード(搬入物の計量に用いるカードをいう。以下同じ。)を当該届出者に貸与する。

4 搬入者が第1項の届出に係る搬入車両の使用を廃するときは、その旨を別に定める様式により管理者に届け出なければならない。この場合、当該届出者は、当該搬入車両用の計量カードを返還しなければならない。

(搬入物の制限)

第8条 次の各号に掲げる搬入者は、当該各号に定めるし尿等に関し、施設に搬入することができる。

(1) 構成団体等 法第6条の2第1項の規定に基づき収集したもの

(2) 許可業者 当該許可において施設への運搬を指示されたもの

(3) 委託業者 当該委託契約において施設への搬入を指示されたもの

(計量)

第9条 搬入者は、施設の計量器により、搬入物の重量の計量を受けなければならない。

2 前項の計量の単位は、10キログラム(10キログラム未満の端数は四捨五入)とする。

(搬入者の遵守事項)

第10条 搬入者は、その搬入時において、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 施設内外を問わず、搬入物の飛散及び落下を防止するために必要な措置を講じるほか、法その他関係法令等の規定に従うこと。

(2) 施設内徐行その他搬入車両の安全運転に努めること。

(3) 計量カードを携行すること。

(4) 次のいずれかに該当するときは、直ちに組合の職員(施設管理運営業務委託業者の従業員を含む。第7号において「職員等」という。)に通報すること。

ア 施設内において、事故、故障その他搬入車両に係る異常が生じたとき。

イ 施設の建物、設備その他の付属物を損傷させたとき。

ウ 施設の建物又は設備に故障その他の異常を認めたとき。

(5) 当月の浄化槽汚泥等の搬入予定日及び当該搬入予定日ごとの搬入予定量を記載した予定表をその前月の20日までに管理者に提出すること。

(6) 前号の予定表に記載した搬入予定日ごとの搬入予定量が著しく増加する見込みがあるときは、原則として当該搬入予定日の7日前(その日が第3条に規定する受入れ日でない場合は、

その直前の受入れ日)の17時までにその旨を管理者に報告すること。

(7) 職員等の指示及び施設内掲示事項に従うこと。

(損害賠償)

第11条 搬入者は、その搬入時において、自己の責めに帰すべき事由により施設の建物、設備その他の付属物に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、施設の管理運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

区分	位置
第一事業所	泉佐野市 6780 番地

別表第2(第4条関係)

区分	受入れ日	受入れ時間
第一事業所	月曜日から土曜日 ただし、12月31日から翌年1月3日までを除く。	6時30分から17時まで